

# いじめ防止基本方針

---

平成30年4月

郡上市立八幡中学校

## 1. はじめに

私たちは、学校の教育目標「自学自治」の具現を目指し、すべての教育活動を関連させながら、全職員で協力し、日々の教育活動に取り組んでいる。また、その営みの根底において、私たちが日々大切にしているのは、

### 生徒一人一人に「居りがいい」を実感させること

である。「自分もやればできる」「自分はみんなの役に立っている」そんな居りがいいを一人一人に実感させ、生徒と共に夢と可能性に挑戦し、教育目標の具現を目指すことは、私たちの目標である。

このように「居りがいい」を実感させながら、一人一人の居場所と絆のある学校・学級づくりを進めていくためにも、私たちは、日々の授業の中で「分かった」「できた」という成就感が味わえる授業づくりや、自己の成長が実感できるよう活動づくりに努めてきた。

一方、現代の大きな教育課題である「いじめ」は、生徒の教育を受ける権利を著しく侵害するとともに、心身の健全な発達に重大な影響を及ぼし、不登校や自殺などを引き起こす背景ともなる深刻な問題である。しかも、最近のいじめは、携帯電話やスマートフォン、パソコン等の介在により、一層見えにくいものとなっている。

本校においても、近年、情報機器の所有率が著しく増加するとともに、ネットやSNS（ライン等）を介した仲間関係のトラブルが発生している。また、夢や目標がもてない生徒や、学校を楽しんでいることができていない生徒がいるなど、いじめの要因となる問題を多く抱えていることも事実である。

そのため、私たちは、これまで以上に、一人一人に「居りがいい」を実感させるという基本理念を大切にしながら、いじめ問題に対する認識や構えを全職員で共通理解し、日々の教育活動に取り組んでいかなければならない。

幸いなことに、本校の校区である郡上八幡は、人に対する温かな気風が大切にされている町である。また、保護者や地域の方も、学校の教育方針を理解し、惜しみない協力をいただくことができています。

だからこそ、いじめ問題に対しても、学校だけではなく、保護者や地域の方、さらには関係諸機関とも積極的に協力しながら、積極的な姿勢で取り組んでいきたいと考えている。また、そういった連携が大切にされなければ、いじめ問題の根本的な解決は成し得ないと考えている。

ここに定める「八幡中学校いじめ防止基本方針」は、上記のような基本的な考えの基に、平成25年6月28日公布、平成25年9月28日施行された「いじめ防止対策推進法」の第13条を踏まえ、本校におけるいじめ問題に対する具体的な方針及び対策等を示すものである。

## 2. いじめの問題に対する基本的な考え方

### (1) 定義

#### ■いじめの定義

児童等に対して、当該児童などが在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人間関係のある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

【いじめ防止対策推進法 第二条】



### ＜一定の人間関係のあるとは＞

学校の内外を問わず、学校、学級、部活動、塾、スポーツクラブなどにおいて、当該生徒が関わっている仲間や集団（グループ）など、当該生徒と何らかの人間関係があることを指す。

### ＜物理的な影響とは＞

身体的な影響のほか、金品をたかられたり、隠されたり、嫌なことを無理やりさせられたりすることを意味する。けんかは除くが、外見的にはけんかに見えることでも、いじめを受けた生徒の感じる被害性に着目した見極めが必要である。

個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめを受けた生徒の立場に立つことが必要である。いじめられていても、本人はそれを否定したり、大人には相談できなかつたりする場合は多々あることを理解するとともに、いじめを受けた生徒の主観のみで事実を確認するのではなく、周辺の状況等を客観的に確認する必要もある。加えて、いじめに当たると判断した場合も、いじめた生徒の事実関係を明らかにした上で、自分の行為を振り返らせ、何がいけなかったのかを気付かせながら、いじめた生徒の心に寄り添うことも必要である。

尚、いじめの認知にあたっては、特定の教職員のみ判断に偏ることが無いように、起こった問題を、定期的開催される「いじめ防止・対策委員会」等に報告し、いじめ問題に対する認識を高めることができるようにする。

## （２）いじめの基本認識と学校としての構え

先述した通り、いじめは深刻な問題である。「いじめは絶対に許さない」という毅然とした態度で指導していくことは言うまでもないが、いじめは「どの子にも」「どの学校においても」起こり得るものであることや、誰もが被害者にも加害者にも成り得るものであることなど、いじめの問題に対する認識や、学校としての構えを共通理解して指導し、早期発見、早期対応、早期解決を目指していく。

### ■いじめの基本認識

- ・いじめは、人として絶対に許されない行為であるという認識に立つこと
- ・いじめは「どの子にも」「どの学校でも」起こり得るものであること
- ・誰もが被害者にも加害者にも成り得るものであること
- ・いじめられている生徒の立場に立った親身な指導を行う必要があること
- ・いじめの背景にあるいじめる側の心理（不安、葛藤、劣等感、欲求不満）を認識することが大切であること
- ・いじめの問題は、教師の生徒観や指導の在り方が問われる問題であること
- ・学校組織がそれぞれの役割を果たし、一体となって真剣に取り組む必要があること

### ■学校としての構え

- ・学校は、一人一人に「居りがいい」を実感させることができるよう、積極的な構えで生徒指導を推進し、一人一人の居場所と絆のある学校・学級づくりを進める。
- ・学校は、生徒の心身の安全、安心を最優先に考え、危機感をもって未然防止、早期発見、早期対応並びにいじめ問題への対処を行い、生徒を守る。
- ・全職員で協力し、組織的な指導体制により対応する。
- ・いじめは人間として絶対に許されないという意識を、全ての教育活動を通して生徒一人一人に徹底する。
- ・いじめをしない、させない、許さない学級・学校づくりを進め、生徒一人一人を大切に教職員の意識や、日常的な態度を醸成する。
- ・いじめが解消したと即断することなく、継続して十分な注意を払い、折に触れて必要な指導を行い、保護者と連携を図りながら見届ける。

### 3. 「いじめの未然防止」のための取組

#### (1) 一人一人に居りがいを実感させること

本校では、生徒指導における基本的な構えとして、生徒に居りがいを実感させることを大切にしている。私たちは、この居りがいを、次のように共通理解するとともに、生徒一人一人に居りがいを実感させることができるよう、誠意と情熱を大切にしながら、日々の教育活動に取り組んでいる。

#### ■居りがい

- ・自己肯定感(自分もやればできる)
- ・自己有用感(自分もみんなの役に立っている)

もちろん、問題が起こった時に、迅速に、そして誠実に対応していくことや、それを未然に防止するための手立てを講ずることは、生徒指導の重要な機能の一つである。しかし、このような消極的な対応だけではなく、上記のような積極的な構えで生徒指導を推進していく中でこそ、一人一人の居場所と絆のある学校・学級づくりを進めていくことができると捉えている。

#### (2) 分かる授業の充実

私たちが居りがいを実感させる場として、最も大切にしているのは、日々の授業である。それは、学校の教育課程で、一番多くの時間を占めているのは授業だからである。

そして、この授業において、教科の本質に根ざした成就感（「分かった」「できた」「やってよかった」）を実感させることで、一人一人に居りがいを実感させることができると考えている。

そのためにも、私たちは、「主体的・対話的な学びができる生徒の育成」に積極的に取り組んできた。特に今年度は、「何を・どのように学ぶか」に焦点をあてながら、互いの授業力向上を目指した研修を重ねてきた。

このような日々の取組の結果として、「授業アンケート」では、次のような結果を得ることができた。



#### 授業アンケートの結果（H29.2 実施）

質問項目	結果
・授業の中で目標（めあて・ねらい）が示されていたと思いますか。	96%
・授業では自ら考え、自分から取り組んだと思いますか。	88%
・話し合う活動を通じて、考えを深めたり広げたりすることができていると思いますか。	83%

#### (3) 学級目標を核とした学級経営

私たちは、学級経営においても生徒一人一人に居りがいを実感させることを大切にしている。また、この居りがいを、学級目標を視点として実感させていくことで、仲間と共によりよい生き方を求めていこうとする主体的な態度が育つと考えている。

よって、本校では、学級目標を一人一人が目指す生き方の道標となるように設定することや、日々の日常活動や行事の中で、自分の言動や、そこに根ざす考え方、気持ちを絶えず見つめさせる指導を大切にしている。

具体的には、次のように指導している。

- ①担任として1年間「どんな生き方を教えたいのか」を学級のキーワードとして明確にする。
- ②学級のキーワードを大切にすることのよさを具体的な事実を基に共感させる。
- ③一人一人の願いを集約し、全員の総意により学級目標を設定する。
- ④1年間、日常活動や行事、授業などの様々な場面において、常に学級目標を視点とし、自己の行動や考え、気持ちを見つめさせる指導を大切にする。
- ⑤学級目標から、自己の変容（高まり）を実感させる指導を大切にする。

こういった指導を貫くことで、卒業式や学級解散式では、一人一人の生徒が「仲間と共にこの学級目標を大切にしてきたからこそ、今の自分があるのだ」と振り返ったり、「今後も学級目標を大切に生きていきたい」と決意したりするなど、仲間と共によりよい生き方を求めていこうとする主体的な態度が着実に高まってきた。

#### （4）居場所と絆のある学校づくりへの生徒会の参画

一人一人の居場所と絆のある学級・学校づくりを進めていくためには、その願いを生徒と共有し、生徒が主体的に学級・学校づくりに参画できるようにすることが大切である。

そのためにも、本校では、生徒会活動を進めるにあたって、「八中人権宣言」と様々な行事や日常活動を関連させながら、誰もが一人の人間として大切にされ、心から安心して生活できる学級・学校づくりを目指す態度を醸成している。

生徒会スローガンを設定するにあたっては、生徒会執行部が中心となり、八中人権宣言に込められた思いを受けとめ、仲間と協力しながら自分たちの手でよりよい学校を創りあげたいという願いが込められたものになるようにしている。また、八中人権宣言を大切にすることで、誰もが安心して、のびのびと生活できる学校を創りあげたいという願いのもと、今年度は人権集会を、4月、6月、12月の3回実施する計画を生徒会が立てている。このように、私たちの願いは生徒会の願いとして、着実に一人一人の心に根付いてきている。さらに、後期には、ひびきあいの日の取組の一環として人権集会を実施し、いじめや暴力、差別や偏見を許さない校風づくりを目指し、全校が一丸となった取組を推進している。

#### 八中人権宣言

私たちの誰もがひとりの人間として大切にされることで、八幡中学校がオアシスのように心から安心し、のびのびと生活できることを願い、ここに「八中人権宣言」として宣言します。

1. **オ** お互いが助け、励まし合う仲間関係をめざします。
1. **ア** 相手の心や体を傷つけるような言動はしません。
1. **シ** 集中し、深まりのある授業（学習）をめざします。
1. **ス** 過ごしやすい環境をめざし、きまりとマナーを守ります。

#### （5）全職員で一人一人を育てる（「一隅を照らす」）としての構え

本校には、仲間関係や、学習、進路など、様々な悩みを抱えている生徒が多くいる。だからこそ、私たちは、それぞれの立場で生徒と向き合い、連携を図りながら、全職員で生徒理解に努めることを大切にしている。それは、そんな中でこそ、生徒一人一人との信頼関係を築くことができると考えているからである。

そこで、登校時から下校時まで、誰もが安心して生活できるよう、常に愛情をもって、生徒に付くことに徹し、一人一人の悩みに寄り添うことができるよう、教育相談アンケートの実施と個人面談の充実に努めている。

#### （6）インターネットを通じて行われるいじめに対する対策の推進

スマートフォンや通信型ゲーム機などの普及に伴い、本校でも情報機器を所持している生徒の割合が著しく高くなってきている。また、このような情報機器を介した仲間関係の

トラブルも発生している。これまで以上に、生徒や保護者に対する情報モラル教育を充実させるとともに、「家庭でのルールづくり100%」を達成するべく、どのように管理していかなければならないか等、保護者と共に考えながら指導を進めていきたい。

また、私たち教職員も、SNS（ライン等）や、それによって起こっている社会問題が理解できるよう、積極的に研修会を行い、インターネットを通じて行われるいじめに対する認識を深めることに努めなければならない。

## 4. 「いじめの早期発見」のための取組

### （1）生徒に徹して付くこと

生徒の登校時から下校時まで、生徒に徹して付くことで、死角（場所、時間）をつくらないようにする。そのためにも、授業だけではなく、朝の登校時、昼休み、下校時など、「いつ」「誰が」「どこに」付くのかを明確にする。このような体制で、生徒と共に過ごす機会を積極的に設けることは、生徒にとって安心感を与えると同時に、生徒との信頼関係を築く上でも重要であると考えている。また、観察の視点では、人間関係（グループ）の様子、気になる言動はないか等を、生徒との何気ない会話の中から気付く・感じる・考えることができるようにし、生徒理解に努めることができるようにする。

### （2）「私のあゆみ」の活用

生徒は、毎日の生活記録である「私のあゆみ」に、日頃抱えている悩みや、相談事を記述してくることも多い。そういった生徒の悩みや、相談事等に関する情報を、担任だけにとどめることなく、些細なことだと思われる件についても学年主任に報告し、情報の共有化を図られるようにする。また、「私のあゆみ」を毎日提出させることを徹底することで、生徒の心の変化を記述（記述内容、記述の分量、字体等の変化）から読み取ることができるようにする。時には、教師側から記述する内容を意図的に設定し、生徒の不安や悩みなどを積極的に理解できるようにする。

### （3）「学校生活アンケート」の実施

生徒の実態に関わらず、定期的実施していくことで、「いつでも相談ができる」という安心感を高めていく。また、実施するにあたっては、進路、学習、仲間関係、部活、家族等の具体的な項目を設定するとともに、現在の状況を全員が記述できる欄を設ける。

また、基本的には誰がどんな不安や悩みを抱えているのかが把握できるように、記名式で行うが、状況に応じて無記名で行ったり、机列を離して実施したりするなど、自分の不安や悩みを打ち明けやすいような配慮も大切にする。（いじめ問題が重大事態に発展した場合は、重大事態の調査組織においてもアンケート調査等が資料として重要となることから、「学校生活アンケート」を5年間保存する。）

### （4）「教育相談」等の実施

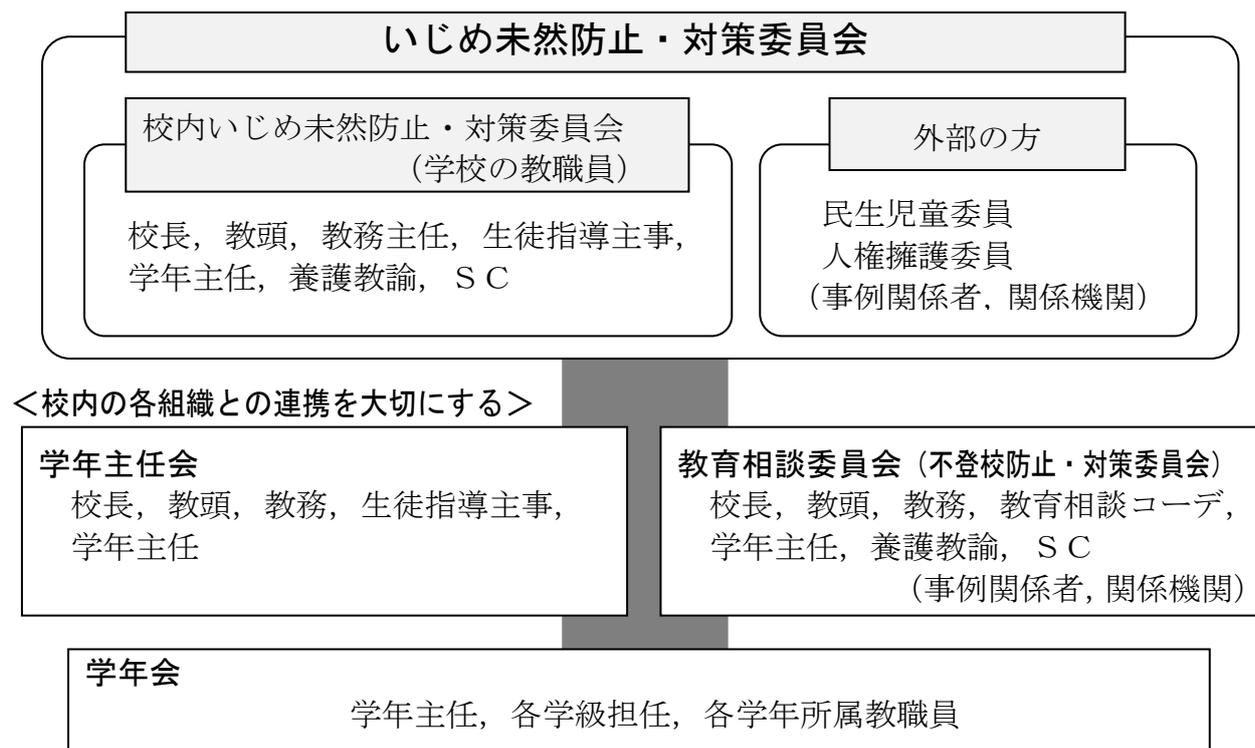
「学校生活アンケート」で不安や悩みを打ち明けた生徒に対しては、担任との教育相談を実施し、その状況を具体的に把握できるようにするとともに、本人の希望等により、担任以外の教職員とも相談できるように配慮する。全生徒に対する教育相談としては、定期的（前期2回、後期2回）に二者懇談を位置付けるとともに、日頃から気軽に相談できるような環境を整えるなど、教育相談体制を整備する。

## 5. いじめの未然防止・対策委員会の設置

学校は、当該学校におけるいじめの防止等に関する措置を実行的に行うため、当該学校の複数の教職員、心理、福祉等に関する専門的な知識を有するものその他の関係者により構成されるいじめの防止等の対策のための組織を置くものとする。

【いじめ防止対策推進法 第二十二條】

本校では、いじめの未然防止、早期発見・早期対応等を実行的かつ組織的に行うため、また重大事態の調査を行う組織として、以下の委員により構成される「いじめ防止・対策委員会」を設置する。



### ■いじめ未然防止・対策委員会

- ・通常年2回開催する。また、重大な（疑いがある）いじめで学校だけでは対応することが難しいと判断した時は、校長が招集し開催する。

第1回：今年度の方針に対する審議

第2回：今年度のまとめと来年度の計画について

### ■校内いじめ未然防止・対策委員会

- ・定期的で開催するとともに、いじめの（疑いがある）問題が発生した時は校長が招集し開催する。

### ■学年主任会

- ・いじめの兆候に気付いたとき、迅速に正確な事実を把握するためにも、校長の指導の下に、学年主任会を開催し、学年部と連携を図りながら、早急に初期の指導にあたることができるようにする。

### ■教育相談委員会

- ・いじめの早期発見ができるよう、教育相談体制を充実するとともに、いじめられた側の心のケアなどを組織的に行うことができるようにする。

## 6. いじめの未然防止・早期発見・早期対応の年間計画

月	主な取組	備考
4月	<input type="checkbox"/> 校内いじめ防止対策委員会の実施（方針の確認） <input type="checkbox"/> 職員研修会の実施（方針の共通理解） <input type="checkbox"/> 学校だより等での「学校いじめ基本方針」説明 <input type="checkbox"/> 第1回人権集会（生徒会主催） <input type="checkbox"/> PTA総会での「学校いじめ基本方針」説明	
5月	<input type="checkbox"/> 学校ホームページでの「学校いじめ基本方針」の説明 <input type="checkbox"/> 「いじめ防止対策委員会①」の実施 <input type="checkbox"/> 「学校生活アンケート①」と「教育相談」の実施 <input type="checkbox"/> 情報モラルアンケートの実施 <input type="checkbox"/> 「道徳の時間」における情報モラルについての授業実施	
6月	<input type="checkbox"/> 情報モラル講演会（保護者，生徒を対象）の実施 <input type="checkbox"/> 第2回人権集会（生徒会主催） <input type="checkbox"/> 二者懇談（担任，生徒）の実施	
7月	<input type="checkbox"/> 「学校生活アンケート②」と「教育相談」の実施 <input type="checkbox"/> 三者懇談（担任，生徒，保護者）の実施	<input type="checkbox"/> 県いじめ調査①
8月	<input type="checkbox"/> 職員研修会（ネットにおけるいじめについて） <input type="checkbox"/> 校内いじめ防止対策委員会の実施（前期前半の取組の評価）	
9月	<input type="checkbox"/> 学校だよりによる取組の見直し等の公表 <input type="checkbox"/> 学校ホームページによる取組経過等の報告 <input type="checkbox"/> 「学校生活アンケート③」と「教育相談」の実施	
10月	<input type="checkbox"/> 校内いじめ防止対策委員会の実施（前期の取組の評価）	
11月	<input type="checkbox"/> 「学校生活アンケート④」と「教育相談」の実施 <input type="checkbox"/> 八中人権宣言に関するアンケートの実施（生徒会主催） ＊ひびき合いの日に向けた取組	
12月	<input type="checkbox"/> 第3回人権集会の実施（生徒会主催） ＊ひびき合いの日の取組の実施 <input type="checkbox"/> 二者懇談，三者懇談の実施 <input type="checkbox"/> 校内いじめ防止対策委員会の実施（後期前半の取組の評価）	<input type="checkbox"/> 県いじめ調査②
1月	<input type="checkbox"/> 「学校生活アンケート⑤」と「教育相談」の実施	
2月	<input type="checkbox"/> 校内いじめ防止対策委員会の実施 （1年間の取組の評価と来年度の方針の検討） <input type="checkbox"/> 「いじめ防止対策委員会②」の実施	
3月	<input type="checkbox"/> 二者懇談の実施 <input type="checkbox"/> 学校だより等での次年度の取組の説明	<input type="checkbox"/> 県いじめ調査③

### 【継続的に実施する取組】

- 毎日 学年打合せ会
- 毎週 学年主任会
- 毎月 学年会，教育相談委員会，生徒交流会（全職員）等

\*上記の会において，継続的に「いじめの未然防止，早期発見，早期対応」という視点に立った「実態の交流」「指導の方向性の共通理解」「結果の検証」「今後の指導の方向性の共通理解」等を行う。

## 7. いじめ問題発生時の対応

### (1) いじめ問題発生時の基本的な対応



### (2) 重大事態と判断された時の対応

いじめにより生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるときや、いじめにより生徒が相当の期間にわたって学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認める時には、以下の対応を行う。

- ・郡上市教育委員会へ「第一報」を速やかに報告する。
- ・当該重大事態と同種の事態発生を防止に資するため、郡上市教育委員会の指導の下、事実関係を明確にするための調査を行う。
- ・上記調査を行った場合は、調査結果について郡上市教育委員会へ報告するとともに、いじめを受けた生徒及びその保護者に対して、事実関係その他必要な情報を適切に提供する。
- ・生徒の生命、身体、財産に重大な被害が生じる恐れがあるときは、直ちに郡上市警察署に通報し、適切な援助を求める。

## 8. 資料：「いじめ防止対策推進法（抜粋）」

### 第一条（目的）

この法律は、いじめが、いじめを受けた児童等の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものであることに鑑み、児童等の尊厳を保持するため、いじめの防止等（いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処をいう。以下同じ。）のための対策に関し、基本理念を定め、国及び地方公共団体等の責務を明らかにし、並びにいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針の策定について定めるとともに、いじめの防止等のための対策の基本となる事項を定めることにより、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進することを目的とする。

### 第二条（定義）

この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であつて、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

2 この法律において「学校」とは、学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する小学校、中学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校（幼稚部を除く。）をいう。

3 この法律において「児童等」とは、学校に在籍する児童又は生徒をいう。

4 この法律において「保護者」とは、親権を行う者（親権を行う者のないときは、未成年後見人）をいう。

### 第三条（基本理念）

いじめの防止等のための対策は、いじめが全ての児童等に関係する問題であることに鑑み、児童等が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わずいじめが行われなくなるようにすることを旨として行われなければならない。

2 いじめの防止等のための対策は、全ての児童等がいじめを行わず、及び他の児童等に対して行われるいじめを認識しながらこれを放置することがないようにするため、いじめが児童等の心身に及ぼす影響その他のいじめの問題に関する児童等の理解を深めることを旨として行われなければならない。

3 いじめの防止等のための対策は、いじめを受けた児童等の生命及び心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、国、地方公共団体、学校、地域住民、家庭その他の関係者の連携の下、いじめの問題を克服することを目指して行われなければならない。

### 第四条（いじめの禁止）

児童等は、いじめを行ってはならない。

### 第八条（学校及び学校の教職員の責務）

学校及び学校の教職員は、基本理念にのっとり、当該学校に在籍する児童等の保護者、地域住民、児童相談所その他の関係者との連携を図りつつ、学校全体でいじめの防止及び早期発見に取り組むとともに、当該学校に在籍する児童等がいじめを受けていると思われるときは、適切かつ迅速にこれに対処する責務を有する。

### 第九条（保護者の責務等）

保護者は、子の教育について第一義的責任を有するものであつて、その保護する児童等がいじめを行うことのないよう、当該児童等に対し、規範意識を養うための指導その他の必要な指導を行うよう努めるものとする。

2 保護者は、その保護する児童等がいじめを受けた場合には、適切に当該児童等をいじめから保護するものとする。

3 保護者は、国、地方公共団体、学校の設置者及びその設置する学校が講ずるいじめの防止等のための措置に協力するよう努めるものとする。

4 第一項の規定は、家庭教育の自主性が尊重されるべきことに変更を加えるものと解してはならず、また、前三項の規定は、いじめの防止等に関する学校の設置者及びその設置する学校の責任を軽減するものと解してはならない。

### 第十三条（学校いじめ防止基本方針）

学校は、いじめ防止基本方針又は地方いじめ防止基本方針を参酌し、その学校の実情に応じ、当該学校におけるいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針を定めるものとする。（いじめ問題対策連絡協議会）

## 第十五条（学校におけるいじめの防止）

学校の設置者及びその設置する学校は、児童等の豊かな情操と道徳心を培い、心の通う対人交流の能力の素地を養うことがいじめの防止に資することを踏まえ、全ての教育活動を通じた道徳教育及び体験活動等の充実を図らなければならない。

2 学校の設置者及びその設置する学校は、当該学校におけるいじめを防止するため、当該学校に在籍する児童等の保護者、地域住民その他の関係者との連携を図りつつ、いじめの防止に資する活動であって当該学校に在籍する児童等が自主的に行うものに対する支援、当該学校に在籍する児童等及びその保護者並びに当該学校の教職員に対するいじめを防止することの重要性に関する理解を深めるための啓発その他必要な措置を講ずるものとする。

## 第十六条（いじめの早期発見のための措置）

学校の設置者及びその設置する学校は、当該学校におけるいじめを早期に発見するため、当該学校に在籍する児童等に対する定期的な調査その他の必要な措置を講ずるものとする。

3 学校の設置者及びその設置する学校は、当該学校に在籍する児童等及びその保護者並びに当該学校の教職員がいじめに係る相談を行うことができる体制（次項において「相談体制」という。）を整備するものとする。

4 学校の設置者及びその設置する学校は、相談体制を整備するに当たっては、家庭、地域社会等との連携の下、いじめを受けた児童等の教育を受ける権利その他の権利利益が擁護されるよう配慮するものとする。

## 第十八条（いじめの防止等のための対策に従事する人材の確保及び資質の向上）

2 学校の設置者及びその設置する学校は、当該学校の教職員に対し、いじめの防止等のための対策に関する研修の実施その他のいじめの防止等のための対策に関する資質の向上に必要な措置を計画的に行わなければならない。

## 第十九条（インターネットを通じて行われるいじめに対する対策の推進）

学校の設置者及びその設置する学校は、当該学校に在籍する児童等及びその保護者が、発信された情報の高度の流通性、発信者の匿名性その他のインターネットを通じて送信される情報の特性を踏まえて、インターネットを通じて行われるいじめを防止し、及び効果的に対処することができるよう、これらの者に対し、必要な啓発活動を行うものとする。

3 インターネットを通じていじめが行われた場合において、当該いじめを受けた児童等又はその保護者は、当該いじめに係る情報の削除を求め、又は発信者情報（特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律（平成十三年法律第三百三十七号）第四条第一項に規定する発信者情報をいう。）の開示を請求しようとするときは、必要に応じ、法務局又は地方法務局の協力を求めることができる。

## 第二十二条（学校におけるいじめの防止等の対策のための組織）

学校は、当該学校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、当該学校の複数の教職員、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者その他の関係者により構成されるいじめの防止等の対策のための組織を置くものとする。

## 第二十三条（いじめに対する措置）

学校の教職員、地方公共団体の職員その他の児童等からの相談に応じる者及び児童等の保護者は、児童等からいじめに係る相談を受けた場合において、いじめの事実があると思われるときは、いじめを受けたと思われる児童等が在籍する学校への通報その他の適切な措置をとるものとする。

2 学校は、前項の規定による通報を受けたときその他当該学校に在籍する児童等がいじめを受けていると思われるときは、速やかに、当該児童等に係るいじめの事実の有無の確認を行うための措置を講ずるとともに、その結果を当該学校の設置者に報告するものとする。

3 学校は、前項の規定による事実の確認によりいじめがあったことが確認された場合には、いじめをやめさせ、及びその再発を防止するため、当該学校の複数の教職員によって、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者の協力を得つつ、いじめを受けた児童等又はその保護者に対する支援及びいじめを行った児童等に対する指導又はその保護者に対する助言を継続的に行うものとする。

4 学校は、前項の場合において必要があると認めるときは、いじめを行った児童等についていじめを受けた児童等が使用する教室以外の場所において学習を行わせる等いじめを受けた児童等その他の児童等が安心して教育を受けられるようにするために必要な措置を講ずるものとする。

5 学校は、当該学校の教職員が第三項の規定による支援又は指導若しくは助言を行うに当たっては、いじめを受けた児童等の保護者といじめを行った児童等の保護者との間で争いが起きること

のないよう、いじめの事案に係る情報をこれらの保護者と共有するための措置その他の必要な措置を講ずるものとする。

- 6 学校は、いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものであると認めるときは所轄警察署と連携してこれに対処するものとし、当該学校に在籍する児童等の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは直ちに所轄警察署に通報し、適切に、援助を求めなければならない。

#### **第二十五条（校長及び教員による懲戒）**

校長及び教員は、当該学校に在籍する児童等がいじめを行っている場合であって教育上必要があると認めるときは、学校教育法第十一条の規定に基づき、適切に、当該児童等に対して懲戒を加えるものとする。

#### **第二十六条（出席停止制度の適切な運用等）**

市町村の教育委員会は、いじめを行った児童等の保護者に対して学校教育法第三十五条第一項（同法第四十九条において準用する場合を含む。）の規定に基づき当該児童等の出席停止を命ずる等、いじめを受けた児童等その他の児童等が安心して教育を受けられるようにするために必要な措置を速やかに講ずるものとする。

#### **第二十八条（学校の設置者又はその設置する学校による対処）**

学校の設置者又はその設置する学校は、次に掲げる場合には、その事態（以下「重大事態」という。）に対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するため、速やかに、当該学校の設置者又はその設置する学校の下に組織を設け、質問票の使用その他の適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行うものとする。

一 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。

二 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

2 学校の設置者又はその設置する学校は、前項の規定による調査を行ったときは、当該調査に係るいじめを受けた児童等及びその保護者に対し、当該調査に係る重大事態の事実関係等その他の必要な情報を適切に提供するものとする。

3 第一項の規定により学校が調査を行う場合においては、当該学校の設置者は、同項の規定による調査及び前項の規定による情報の提供について必要な指導及び支援を行うものとする。

#### **第三十条（公立の学校に係る対処）**

地方公共団体が設置する学校は、第二十八条第一項各号に掲げる場合には、当該地方公共団体の教育委員会を通じて、重大事態が発生した旨を、当該地方公共団体の長に報告しなければならない。

2 前項の規定による報告を受けた地方公共団体の長は、当該報告に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のため必要があると認めるときは、附属機関を設けて調査を行う等の方法により、第二十八条第一項の規定による調査の結果について調査を行うことができる。

3 地方公共団体の長は、前項の規定による調査を行ったときは、その結果を議会に報告しなければならない。

4 第二項の規定は、地方公共団体の長に対し、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第百六十二号）第二十三条に規定する事務を管理し、又は執行する権限を与えるものと解釈してはならない。

5 地方公共団体の長及び教育委員会は、第二項の規定による調査の結果を踏まえ、自らの権限及び責任において、当該調査に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のために必要な措置を講ずるものとする。

#### **第三十四条（学校評価における留意事項）**

学校の評価を行う場合においていじめの防止等のための対策を取り扱うに当たっては、いじめの事実が隠蔽されず、並びにいじめの実態の把握及びいじめに対する措置が適切に行われるよう、いじめの早期発見、いじめの再発を防止するための取組等について適正に評価が行われるようにしなければならない。

#### **附 則**

**第一条（施行期日）** この法律は、公布の日から起算して三月を経過した日から施行する。

\*公布 平成25年6月28日